

番 号 : 140516
 国 名 : 北米・中南米地域
 担当部署 : 中南米部中米・カリブ課
 案件名 : 中米・カリブ地域生活改善広域アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 生活改善広域アドバイザー業務
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年8月上旬から2016年7月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 3.50M/M、現地 10.00M/M、合計 13.50M/M
- (3) 業務日数 :

第1次国内作業 10日	第1次派遣 45日	第2次国内作業 10日	第2次派遣 60日	第3次国内作業 10日
第3次派遣 45日	第4次国内作業 10日	第4次派遣 45日	第5次国内作業 10日	第5次派遣 60日
第6次国内作業 10日	第6次派遣 45日	帰国後整理期間 10日		

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 7月16日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
 郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	生活改善に係る各種業務
対象国/類似地域	中米・カリブ地域/全世界
語学の種類	西語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：無し

6. 業務の背景

中米・カリブ地域の国々は、相対的に所得水準が高い国が多いものの、国内の貧富の格差は大きい状態が続いている。それを表すジニ係数（国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（Economic Commission for Latin America and the Caribbean: ECLAC） 2012年）は、グアテマラ0.585、ホンジュラス0.567、ドミニカ共和国0.558の順に高くなっている。更に、これら3か国では2000年以降の同係数は悪化しており、それ以外のコスタリカ、パナマでも0.5以上で高止まりしており、中米・カリブ地域においては格差是正の促進を通じた持続的な発展と社会の安定化を支援する必要がある。

このような状況を受けてJICAは2005年以降に、中米・カリブ地域を対象とした5つの生活改善にかかる研修コース¹を実施し、日本の生活改善普及事業の経験を政策レベル及び実務レベルへ提供した。政策レベルへは、普及制度、人材育成などの経験、実務レベルへはコミュニティ組織を対象とした組織強化手法、効果的な普及手法などについての研修を実施した。これらの5研修コースへは、195名の研修員（うち準高級研修員69名、一般研修員126名）が参加して日本の生活改善の経験を学んだだけでなく、帰国後には各国における帰国研修員ネットワークの立ち上げ・強化に取組み、2014年現在は中米・カリブ地域レベルの帰国研修員ネットワーク（Red Centroamericana, del Caribe y Mexico : REDCAM）の立ち上げ及び各国の経験共有にまで取組は進展している。JICAはこれらの帰国研修員の活動を支援すべく、平成24年度までに帰国研修員による生活改善活動実践のためのパイロットプロジェクト、帰国研修員ネットワーク活動支援などのためにフォローアップ協力を実施してきた。

各国において様々な取組みが中央政府、現場レベルで実践されているが、特に、コスタリカ、ドミニカ共和国においては顕著な成功をおさめている。そのうち、コスタリカにおいては、農牧省によるテリトリアル・アプローチ²推進における生活改善普及手法の活用や政策への取り込み、ドミニカ共和国においては農地庁による生活改善普及手法の活用と生活改善普及部署の新設、農業省による農村開発政策への反映検討などの特筆すべき成果を得ている。

しかしながら、上述の成果についての取り纏め、体系化がなされていないことにより、同成果の各国内における面的な展開を行う上での障害となっていることに加え、案件成果の可視化を困難にしている。このような背景を踏まえて、今般、ドミニカ共和国及びコスタリカを中心とした中米・カリブ地域への広域アドバイザーの要請に至った。

7. 業務の内容

本業務は、ドミニカ共和国及びコスタリカを中心とした中米・カリブ地域における生活改善分野の帰国研修員等の活動をモニタリングするため別途JICAが傭上するローカルコンサルタントによるツール開発への支援、及び同ツールを活用したモニタリング結果を分析・体系化し取り纏めるとともに、ドミニカ共和国及びコスタリカ政府の制度・政策への提言を策定することを目的とする。

業務実施に係る留意事項

① 生活改善分野の本邦研修の成果

本邦研修対象 8カ国³において、帰国研修員は日本での学びを自国に適用すべく、農民

¹ 「中米カリブ地域 住民参加型農村開発プロジェクト運営管理」、「中米カリブ地域 住民参加型農村開発ネットワーク運営管理」、「中米カリブ地域 生活改善アプローチによる農村開発政策の改善」、「中南米地域 生活改善を通じた女性のリーダーシップ育成」、「中南米地域 生活改善を通じた農村開発」

² 開発目標を共有する地域をテリトリーとして着目し、それぞれのテリトリーの開発ニーズ及びその優先度に応じてセクター横断的に開発を進めるアプローチ。特に中南米においては、近年、各国でテリトリーに着目した農村開発の取り組みが進められている。パラグアイ共和国 開発調査「小農支援のための総合的農村開発計画（EDRIPP）」で策定された「ガイドライン」においては、「テリトリーの人的資源や自然資源の潜在能力を維持しつつ、生産活動の秩序ある配置を通じて、テリトリーの発展ダイナミクスの転換をめざすプロセス」と定義している。

³ ドミニカ共和国、コスタリカ、メキシコ、グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、ニカラグア、パナマ

により構成される生活改善実行グループに対して、衛生改善や栄養改善を含む「衣・食・住」の改善や、女性の地位向上、農民の主体性向上に取り組んで来ており、成果を残している。国によって中央政府・地方政府主導型の活動と NGO 中心型の活動展開があるが、国を超えた中米地域ネットワークを通じて、各国のマニュアルや課題等について相互で学び合うことが活動促進に結び付いてきた。一方、成果の文書化は断片的で、統一された取りまとめ方法や体系化が必要となっている。

② 国内有識者委員会

本専門家の業務については、国内有識者委員会を設け、手法、成果品の取り纏めや活用の方法等について、適宜相談・協議しつつ進める。国内有識者委員会は、開発政策、モニタリングツール開発、生活改善、普及手法の分野より4名で構成され、年4回程度のJICA主催の国内有識者委員会開催を予定している。

③ デジタルカメラを活用した帰国研修員等の活動モニタリングツールA

生活改善実行グループの参加世帯に対し、デジタルカメラを用いて、生活改善の実践を映像と言葉（撮影状況）で記録し、Facebookなどソーシャル・メディアにアップロードするよう支援する。ドミニカ共和国及びコスタリカのC/P（ドミニカ共和国農地庁及びコスタリカ農牧省または農村開発庁の担当者）に対し、アップロードされた映像と言葉を分析し、生活改善活動の進捗に向けて必要な助言を行うよう指導する。加えて、別途JICAが備上するローカルコンサルタントA（ドミニカ共和国またはコスタリカで備上予定）が、②の国内有識者委員会の協議結果・助言に基づき行う、映像と言葉をアーカイブ化し検索活用するためのソフト開発を支援し、開発されたソフトの活用方法を検討する。

④ テキスト分析を活用した帰国研修員等の活動モニタリングツールB

ドミニカ共和国及びコスタリカのC/Pに対し、生活改善実行グループの実践状況に関するインタビュー方法、業務日誌、諸マニュアル等をデジタル情報として保存・蓄積する方法に関して指導する。また、C/Pの所属組織（地方及び中央の関連部局）に対して、関連文書をデジタル情報として保存・蓄積する方法に関して指導する。加えて、別途JICAが備上するローカルコンサルタントB（ドミニカ共和国またはコスタリカで備上予定）が、本邦有識者委員会の協議結果・助言に基づき行う、上記デジタル情報をテキスト分析するためのソフト開発を支援し、開発されたソフトの活用方法を検討する。

⑤ 現地派遣期間中の対象国について

第一次～第六次現地派遣において、各次ドミニカ共和国とコスタリカへの派遣を想定している。全派遣期間中に占める両国の割合は、ドミニカ共和国7割、コスタリカ3割を目安とする。なお、その他関係国への派遣については、業務の進捗状況により必要性が発生した場合、その都度JICA中南米部との協議を行い、検討・調整する。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 第一次国内作業期間（2014年8月上旬～2014年8月中旬）

- ① JICA中南米部より帰国研修員リスト、研修カリキュラム、研修教材、研修員成果品等の情報を受領した上で、現在までにJICAにより実施されてきた中米・カリブ地域向けの生活改善研修5コースの結果について、実績の把握・成果の分析を行う。
- ② 国内有識者委員会の協議結果・助言に基づきローカルコンサルタントAが開発する、デジタルカメラを活用した帰国研修員等の活動モニタリングツールA（モニタリング対象：帰国研修員、所属組織、生活改善実行グループ）について、ローカルコンサルタントへの指示内容（業務内容詳細）を確認・把握し、現地で行うローカルコンサルタントへの支援の具体的内容を検討する。
- ③ 国内有識者委員会の協議結果・助言に基づきローカルコンサルタントBが開発する、テキスト分析を活用した帰国研修員等の活動モニタリングツールB（モニタリング対象：帰国研修員、所属組織、生活改善実行グループ）について、ローカルコンサルタントへの指示内容（業務内容詳細）を確認・把握し、現地で行うローカルコンサルタントへの支援の具体的内容を検討する。
- ④ 第一次現地業務ワークプラン（和文・西文）を作成し、JICA中南米部、ドミニカ共和国事務所及びコスタリカ支所（以下、JICA事務所）が出席する国内有識者委員会（TV会議）にて説明を行った後、JICA中南米部に提出し、承認を得る。

(2) 第一次現地派遣期間 (2014年10月中旬～2014年11月下旬)

- ① 現地C/Pに第一次現地業務ワークプラン (西文) を説明し、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
- ② ドミニカ共和国、及びコスタリカにおける農村開発制度・政策に関する情報収集及び分析を行う。
- ③ ローカルコンサルタントAによるデジタルカメラを活用した帰国研修員等の活動モニタリングツールAの開発を支援する。併せて、同ツールAを活用したC/Pによるパイロット地区 (ドミニカ共和国及びコスタリカにそれぞれ1か所、合計2か所) における試行的なモニタリング活動を支援する。
- ④ ローカルコンサルタントBによるテキスト分析を活用した帰国研修員等の活動モニタリングツールBの開発を支援する。併せて、同ツールBを活用したC/Pによるパイロット地区 (ドミニカ共和国及びコスタリカにそれぞれ1か所、合計2か所) における試行的モニタリング活動を支援する。
- ⑤ 中米・カリブ地域における経験共有のためにJICAが主催する、第1回REDCAM地域会合 (ドミニカ共和国 (予定)) の実施を支援し、第一次現地調査結果の共有を図る。
- ⑥ 第一次現地業務結果報告書 (和文・西文) を作成し、C/P及びJICA事務所に提出し、報告を行う。

(3) 第二次国内作業期間 (2014年12月上旬～2014年12月中旬)

- ① 第一次現地業務結果報告書 (和文)、第二次現地業務ワークプラン (和文・西文) を作成し、JICA中南米部、JICA事務所が出席する国内有識者委員会 (TV会議) にて説明を行った後、JICA中南米部に提出し、承認を得る。

(4) 第二次現地派遣期間 (2015年1月上旬～2015年2月下旬)

- ① 現地C/Pに第二次現地業務ワークプラン (西文) を説明し、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
- ② ドミニカ共和国、及びコスタリカにおける農村開発制度・政策に関する情報収集及び分析を継続する。
- ③ ローカルコンサルタントAによるデジタルカメラを活用した活動モニタリングツールA開発の進捗状況を確認し、C/Pによる同ツールAを活用したパイロット地区におけるモニタリング活動の継続を支援する。
- ④ ローカルコンサルタントBによるテキスト分析を活用した活動モニタリングツールB開発の進捗状況を確認し、C/Pによる同ツールBを活用したパイロット地区におけるモニタリング活動の継続を支援する。
- ⑤ 上記③、④で分析したモニタリング結果を取り纏め、グッドプラクティスを抽出する。
- ⑥ 第二次現地業務結果報告書 (和文・西文) を作成し、C/P及びJICA事務所に提出し、報告を行う。

(5) 第三次国内作業期間 (2015年3月中旬～2015年3月下旬)

- ① 第二次現地業務結果報告書 (和文)、第三次現地業務ワークプラン (和文・西文) を作成し、JICA中南米部、JICA事務所が出席する国内有識者委員会 (TV会議) にて説明を行った後、JICA中南米部に提出し、承認を得る。

(6) 第三次現地派遣期間 (2015年4月中旬～2015年5月中旬)

- ① 現地C/Pに第三次現地業務ワークプラン (西文) を説明し、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
- ② 第二次現地派遣期間のパイロット地区以外におけるC/Pによるデジタルカメラを活用したツールAを用いた帰国研修員等の活動モニタリングを支援する。また、モニタリングの結果について分析し、グッドプラクティスを抽出する。
- ③ 第二次現地派遣期間のパイロット地区以外におけるC/Pによるテキスト分析を活用したツールBを用いた帰国研修員等の活動モニタリングを支援する。また、モニタリングの結果に

- ついて分析し、グッドプラクティスを抽出する。
- ④ 中米・カリブ地域における経験共有のためにJICAが主催する、第2回REDCAM地域会合（TV会議）の実施を支援し、第二次及び第三次現地調査結果の共有を図る
 - ⑤ 第三次現地業務結果報告書（和文・西文）を作成し、C/P及びJICA事務所に提出し、報告を行う。
- （7）第四次国内作業期間（2015年6月上旬～2015年6月中旬）
- ① 第三次現地業務結果報告書（和文）をJICA中南米部に提出、結果報告を行う。
 - ② 第三次現地派遣期間までに実施された活動モニタリングの取り纏め結果、及び対象国の農村開発制度・政策の分析結果を基に報告書「ドミニカ共和国及びコスタリカにおける生活改善実績報告書（案）」（和文・西文）、第四次現地業務ワークプラン（和文・西文）を作成し、JICA中南米部、JICA事務所が出席する国内有識者委員会（TV会議）にて説明を行った後、JICA中南米部に提出し、承認を得る。
- （8）第四次現地派遣期間（2015年7月中旬～2015年8月下旬）
- ① 現地C/Pに第四次現地業務ワークプラン（西文）を説明し、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
 - ② 現地C/Pによるデジタルカメラを活用した帰国研修員等の活動モニタリングの継続結果を踏まえ、ローカルコンサルタントAに対して必要に応じてモニタリングツールAの改善に係る助言を行う。
 - ③ 現地C/Pによるテキスト分析を活用した帰国研修員等の活動モニタリングの継続結果を踏まえ、ローカルコンサルタントBに対して必要に応じてモニタリングツールBの改善に係る助言を行う。
 - ④ 上記②、③の結果を踏まえ、必要に応じて「ドミニカ共和国及びコスタリカにおける生活改善実績報告書（案）」の改訂を行う。
 - ⑤ 第四次現地業務結果報告書（和文・西文）を作成し、C/P及びJICA事務所に提出し、報告を行う。
- （9）第五次国内作業期間（2015年9月中旬～2015年9月下旬）
- ① 第四次現地業務結果報告書（和文）、第五次現地業務ワークプラン（和文・西文）を作成し、JICA中南米部、JICA事務所が出席する国内有識者委員会（TV会議）にて説明を行った後、JICA中南米部に提出し、承認を得る。
- （10）第五次現地派遣期間（2015年10月中旬～2015年12月中旬）
- ① 現地C/Pにワークプラン（西文）を説明し、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
 - ② 第四次派遣期間までに改訂された「ドミニカ共和国及びコスタリカにおける生活改善実績報告書（案）」の内容をC/P及び各国政府関係者に説明・意見交換した結果を踏まえて、必要に応じた改訂を行う。
 - ③ 中米・カリブ地域における経験共有のためにJICAが主催する、第3回REDCAM地域会合（開催地は今後調整）の実施を支援し、第四次及び第五次現地調査結果の共有を図る。
 - ④ 第五次現地業務結果報告書（和文・西文）を作成し、C/P及びJICA事務所に提出し、報告する。
- （11）第六次国内作業期間（2016年1月中旬～2016年3月下旬）
- ① 第五次現地業務結果報告書（和文）、第六次現地業務ワークプラン（和文・西文）を作成し、JICA中南米部、JICA事務所が出席する国内有識者委員会（TV会議）にて説明を行った後、JICA中南米部に提出し、承認を得る。
- （12）第六次現地派遣期間（2016年5月中旬～2016年6月中旬）
- ① 現地C/Pにワークプラン（西文）を説明し、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。

- ② 第五次派遣期間までに改訂された「ドミニカ共和国及びコスタリカにおける生活改善実績報告書（案）」の内容をC/P及び各国政府関係者に説明・意見交換した結果を踏まえ報告書最終版を策定し、C/P及び各国政府関係者に提案する。
- ③ 中米・カリブ地域における経験共有のためにJICAが主催する、第4回REDCAM地域会合（TV会議）の実施を支援し、本業務全体の結果について共有を図る。
- ④ 第六次現地業務結果報告書（和文・西文）を作成し、C/P及びJICA事務所に提出し、報告する。

（13）帰国後整理期間（2016年7月中旬）

- ① 専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA中南米部、JICA事務所が出席する国内有識者委員会（TV会議）にて説明を行った後、JICA中南米部に提出し、承認を得る。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（4）専門家業務完了報告書とする。

（1）ワークプラン（和文・西文 各5部）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

（2）現地業務結果報告書（和文・西文 各5部）

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況

（3）ドミニカ共和国及びコスタリカにおける生活改善実績報告書（和文・西文 各5部）

- ① 両国における農村開発制度・政策の分析結果
- ② ツールAを活用した両国における生活改善活動のモニタリング結果
- ③ ツールBを活用した両国における生活改善活動のモニタリング結果
- ④ グッドプラクティスの抽出・分析
- ⑤ 教訓、留意点の検討
- ⑥ 提言

（4）専門家業務完了報告書（和文5部）

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況
- ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。

留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

第一次～第六次現地派遣においては、「本邦→ドミニカ共和国→コスタリカ→本邦」、もしくは「本邦→コスタリカ→ドミニカ共和国→本邦」の行程を見積書に計上すること。

（2）一般管理費等の上限加算：無し

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2014年10月中旬～2016年6月中旬の間で、6回の派遣を予定していますが、

ある程度の日程調整は可能です。

② 便宜供与内容

当機構ドミニカ共和国事務所、及びコスタリカ支所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舍手配
あり
- ウ) 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
原則C/Pと直接調整して頂きますが、JICAドミニカ共和国事務所、JICAコスタリカ支所にて必要に応じアレンジいたします。
- カ) 執務スペースの提供
ドミニカ共和国農地庁、コスタリカ農牧省もしくは農村開発庁内における執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

本邦研修参加者のアクションプラン等の関連資料は、JICA筑波国際センター 図書情報室（電話：029-838-1111（代表））にて閲覧可能です。

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、機構総務部安全管理室、在外拠点（事務所、支所）の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上